

社会福祉施設等における原子力災害避難計画

作成ガイドライン

(第1版)

令和4年3月

静岡県原子力安全対策課

<目 次>

I. ガイドラインの位置づけと計画作成のポイント	1
1. ガイドラインの目的	1
2. ガイドラインの内容	1
3. ガイドラインの使用方法	1
4. 計画作成のポイント	2
II. 原子力防災に関する基礎知識	3
1. 原子力災害	3
2. 浜岡原子力発電所の概要と原子力災害対策重点区域	4
3. 避難等の判断基準と各段階における施設の対応	6
III. 平常時の対策	8
1. 原子力災害対策に関する現状確認	8
2. 原子力災害対策委員会の設置と役割分担の設定	8
3. 施設の基本情報の整理	9
4. 情報共有体制の構築	9
5. 避難先・避難手段及び避難経路の確認	10
6. 施設利用者情報の整理	10
7. 備蓄品等の整理	11
8. 原子力防災教育の実施	11
9. 原子力防災訓練の実施	11
10. 地域・他施設とのかかわり	12
11. 複合災害への備え	12
IV. 災害時の対応	13
1. 情報共有（原子力事故等の発生から避難完了まで）	13
2. 避難準備・避難実施	13
3. 避難場所での生活（中長期対策）	15
4. 複合災害への対応	15
V. 避難時のポイント	16
1. 屋内退避	16
2. 避難・一時移転	17
3. 広域避難のイメージ	18
4. 避難退域時検査	19
VI. 新型コロナウイルス感染症等の対策	21
1. 避難時等のマスク等の着用	21
2. バス避難における対応	22

I. ガイドラインの位置づけと計画作成のポイント

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえたものです。本県においては、万が一、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において事故が発生し、これにより原子力災害が発生した場合に備えて、本県内の社会福祉施設等（以下「施設」）の管理者（以下「施設管理者」）があらかじめ作成する避難計画の基本的考え方を整理することにより、特に高齢者入所施設における原子力災害時における避難計画の作成を支援することを目的としています。

2. ガイドラインの内容

このガイドラインは、施設管理者が、静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「原子力災害事前対策（第 2 章）の避難収容活動体制の整備（第 8 節）」に基づき避難計画の作成を行う際の基本的事項を取りまとめたものです。

原子力災害対策重点区域内の施設の施設管理者は、「浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県）」、「各市町作成の原子力災害広域避難計画」及びこの「ガイドライン」等を参照し、それぞれの施設の特性を勘案して、「避難計画ひな型」に沿って実態に合った避難計画を作成するとともに、原子力災害時においては、作成した避難計画をもとに、安全かつ迅速な避難を行うものとしします。

また、このガイドラインは、状況の変化に対応するために、必要に応じ見直しを行います。

3. ガイドラインの使用方法

本ガイドラインは、第 2 章から第 6 章において、避難計画作成上の留意事項、避難計画に盛り込む平常時の対策及び災害時の対応を示しています。施設管理者が、それぞれの項目を理解した上で、避難計画を作成することを期待しています。

避難計画は、平常時と災害時の両面の対応で構成することで有効な計画となります。第 3 章から第 5 章で示している基本的事項のほかに、各施設において講じるべき対策・対応があれば、避難計画に記載する必要があります。

なお、別冊の「原子力災害避難計画（ひな型）」及び様式は、本ガイドラインで示す平常時対策及び災害時対応を具体化して整理したものです。各施設は施設の実態に合わせて「原子力災害避難計画（ひな型）」に必要事項を追記することで、施設毎の計画作成が可能となりますので避難計画の作成に活用してください。

4. 計画作成のポイント

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、地震・津波・原子力事故が重なり、東北地方各県に甚大な被害をもたらしました。平常時から災害の脅威を想定し、万全の対策を講じることの重要性をあらためて認識させられました。

本県においては、南海トラフ地震等の大規模な地震等も想定されています。中部電力株式会社浜岡原子力発電所において万が一事故が発生した場合に備えて、施設管理者は、入所者及び職員の尊い人命を守るため、「自助・共助・公助」を基本としたこれまでの自然災害に対する防災計画にとどまらず、原子力災害における避難計画を作成する必要があります。

図表 I-1 役割分担・指揮命令系統の確認及び県・市町との連携

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）より抜粋

第 2 章 原子力災害事前対策

第 8 節 避難収容活動体制の整備

3 要配慮者の避難誘導・移動体制等の整備

(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとし、県は市町を支援する。

①必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の要配慮者等及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。

②所在市及び関係周辺市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

資料：静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）より抜粋

II. 原子力防災に関する基礎知識

1. 原子力災害

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）によると、原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因して放射性物質又は放射線が原子力施設外に異常放出されたことにより生じる被害とされています。

原子力災害により人体に影響を与える可能性のある「被ばく」には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類があります。原子力災害対策の実施に当たっては、これら双方への対処を十分に検討して、無用な被ばくを回避することが大切です。

図表 II-1 被ばくの分類と概要

被ばくの分類	概要
外部被ばく	体外にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。
内部被ばく	放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。



資料：静岡県「原子力防災のしおり」（平成30年10月）より抜粋

2. 浜岡原子力発電所の概要と原子力災害対策重点区域

(1) 浜岡原子力発電所の概要

浜岡原子力発電所の概要を以下に示します。

図表 II-2 浜岡原子力発電所の概況（令和3年4月1日現在）

区分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運転状況	廃止措置中		定期検査中 (平成22年11月29日～)	定期検査中 (平成24年1月25日～)	定期検査中 (平成24年3月22日～)	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営業運転開始日	昭和51年3月17日	昭和53年11月29日	昭和62年8月28日	平成5年9月3日	平成17年1月18日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計9,950体
使用済燃料保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,505体 (872体)	計8,942体
運転終了日	平成21年1月30日					

※各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）。合計8,942体（うち使用済6,542体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

資料：静岡県「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（令和3年9月）より抜粋

図表 II-3 浜岡原子力発電所の所在地



所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561

資料：中部電力(株)ホームページ

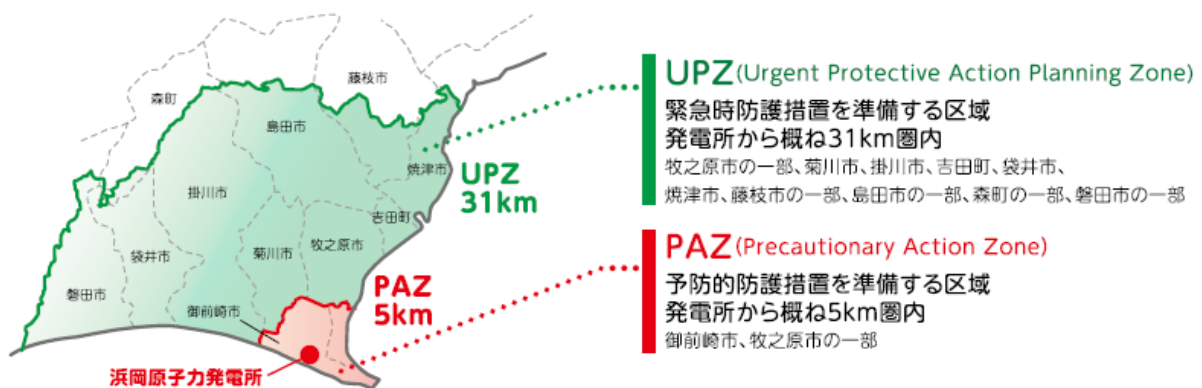
(2) 原子力災害対策重点区域

原子力災害が発生した場合、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要となります。このような対策を行う地域を原子力災害対策重点区域と呼びます。

静岡県地域防災計画において、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）を、発電所から5km及び31kmを目安に定めています。また原子力災害対策重点区域に係る11市町（以下「避難元市町」）の全域を対象としています。

図表 II-4 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域の概要

区域の種類	区域の範囲
PAZ (予防的防護措置を準備する区域)	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ (緊急防護措置を準備する区域)	牧之原市の PAZ の範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部



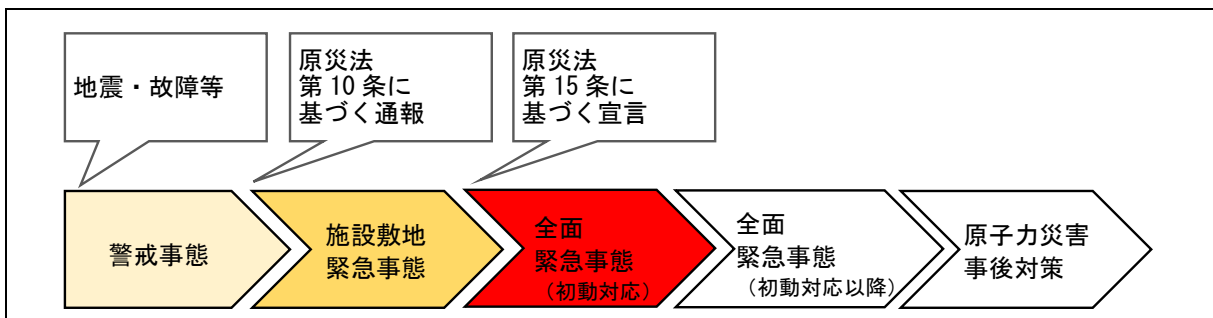
資料：静岡県「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（令和3年9月）より抜粋
静岡県「原子力防災のしおり」（平成30年10月）より抜粋

3. 避難等の判断基準と各段階における施設の対応

(1) 原子力災害対策特別措置法に基づく通報と事態の流れ

原子力災害が発生した場合、または、発生する恐れがある場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、以下の手順で通報・発令及び災害対応が実施されます。各施設においても警戒事態発令以降は、国や自治体から示される各種情報に十分留意して災害対応を行うことが求められます。

図表 II-5 原子力災害対策特別措置法に基づく通報と事態の流れ



資料：浜岡地域原子力災害広域避難計画（令和3年9月修正）をもとに作成

(2) 原子力災害対策指針に基づく発電所の状況に基づく防護措置

原子力発電所で事故が発生した場合、「発電所の状況」、「放射性物質が放出状況」、「放射線の測定結果」等に基づき屋内退避や避難等の防護措置が判断され、指示が出ます。

図表 II-6 原子力災害対策特別措置法に基づく通報と事態の流れ

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
御前崎市で震度6弱以上の地震が観測された時など	警戒事態 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。
原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる可能性が高いとき	全住民の避難、安定ヨウ素剤の服用の指示が出ます。	屋内退避の実施や避難・一時移転の準備を行うよう指示が出ます。

資料：静岡県「原子力防災のしおり」（平成30年10月）より抜粋

(3) 緊急事態区分に応じた施設の対応

警戒事態が宣言された場合、PAZに立地する施設は関係者の安全確保を最優先しつつ避難指示に備えて避難準備を開始します。併せて、放射線防護設備を有する施設については、防護設備の稼働準備を開始します。また、UPZに立地する施設は関係者の安全確保を最優先しつつ事態の進展に備えて情報収集や体制の整備を進めます。

そして、施設敷地緊急事態が宣言された場合、PAZに立地する施設は自治体からの避難指示に基づき避難先の調整や避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難を開始します。また、UPZに立地する施設は屋内退避の準備を行います。

さらに、全面緊急事態が宣言された場合、PAZに立地する施設は自治体からの指示に従い避難を継続します。併せて、放射線防護設備を有する施設は、放射線防護設備を稼働したうえで屋内退避を実施します。また、UPZに立地する施設は屋内退避を継続します。併せてUPZ内の施設は、放射性物質が放出され緊急時モニタリングの結果、避難が必要と判断された場合には、自治体などの指示に基づき避難を実施します。

図表 II-7 緊急事態区分に応じた施設の対応

事態区分	施設の対応（避難・屋内退避）
警戒事態 (警戒事象)	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ内の施設は、早い段階での避難指示に備えて、速やかに避難準備（避難場所、避難手段の確保等）を開始する。 ● UPZ内の施設は、情報共有体制を整える。
施設敷地緊急事態 (特定事象)	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ内の施設は、自治体からの避難指示があった場合は、避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難を開始する。ただし、入所者の状況によっては屋内退避も検討する。 ● UPZ内の施設は、屋内退避の準備を開始する。
全面緊急事態 (原子力緊急事態)	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ内の施設は、既に避難を開始している。放射線防護設備を有する施設は設備を稼働し屋内退避を継続し、避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難する。 ● UPZ内の施設は、自治体からの指示に基づき屋内退避を実施して避難・一時移転の準備を行う。また、緊急時モニタリング結果等により避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難を開始する。

資料：浜岡地域原子力災害広域避難計画（令和3年9月修正）をもとに作成

(4) 施設利用者の避難

高齢者や障害者などの施設利用者の避難は、普段とは異なる慣れない環境に避難する（した）ことにより心身の状態が悪化するおそれもあります。そのため、原子力災害を含め災害時には、可能な限り早く家族や市町等と協議し、避難場所や避難方法を検討する必要があります。特に、施設利用者の健康上の危険度が高く避難させることができない場合には、放射線の遮へい効果や気密性が高い建物への屋内退避を実施します。そのうえで、避難先や他の防護措置が確保でき、避難することによる健康上の危険度が低いことを確認した上で、施設職員等の誘導のもと避難させることとなります。

III. 平常時の対策

原子力災害に備えた平常時の対策を踏まえて、施設管理者は施設や入所者の実情を反映した避難計画を作成する必要があります。また、作成した避難計画は、施設環境の変化や避難訓練等で得られた課題を踏まえて定期的に見直しを図り、実効性を高めていく必要があります。

「原子力災害避難計画（ひな型）」における「3. 原子力災害対応計画＜事前対策編＞」の記載内容とともに、平常時から確認すべき事項を簡易的にチェックできる「様式 1 原子力災害対応のためのチェックシート（平常時／PAZ 災害発生時／UPZ 災害発生時）」を活用して検討してください。

1. 原子力災害対策に関する現状確認

施設における原子力災害対策について、施設管理者や施設の防災担当は、「様式 1 原子力災害対応のためのチェックシート（平常時／PAZ 災害発生時／UPZ 災害発生時）」のうち「平常時」のチェックシートをもとに現状の対策状況を確認してください。そのうえで、対策が不十分な項目については、以降の対応を実施して対策を講じ、定期的な見直しや更新を図るようにしてください。

2. 原子力災害対策委員会の設置と役割分担の設定

施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理者を委員長とする原子力災害対策委員会（以下「委員会」）を設置します。また、委員会の下に、原子力災害対策を執り行う情報班、教育班、訓練班、備蓄・点検班等を設置します（「様式 2 施設内体制表」）。

委員長は、各班の班長を定め、班長は委員会の委員を担います。また、各班はあらかじめ定めた「様式 1 原子力災害対応のためのチェックシート（平常時／PAZ 災害発生時／UPZ 災害発生時）」のうち「平常時」をもとに各種事前対策を実行します。

なお、既に施設内で防災や災害対策について検討・準備する組織などを設けている場合は、当該組織内で本委員会の審議事項等や各班の取組みを検討・実施することができます。また、職員数の問題等で委員会の設置が難しい場合は、以下に示す委員会の審議事項を参考に、年 1 回は施設管理者を中心に職員間の検討の場を設けてください。併せて、全ての対策班の設置が難しい場合は、「様式 2 施設内体制表」や本計画の記載事項を参考に実施すべき対応を網羅したうえで、適宜班の統合や担当者の兼務を検討してください。

図表 III-1 委員会の審議事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 原子力災害避難計画の策定、検証及び改訂に関する事② 応急対策本部の編成及び活動に関する事③ 原子力災害緊急連絡網及び職員召集・参集に関する事④ 避難先、避難経路及び避難手段に関する事⑤ 防災教育及び避難訓練に関する事⑥ 利用者等の情報に関する事⑦ 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、利用者等移送資機材等の確保に関する事⑧ その他、原子力災害対策について必要な事項に関する事 |
|---|

3. 施設の基本情報の整理

施設の基本情報について、あらかじめ「様式 3 原子力災害に備えた施設情報管理シート」に整理してください。なお、1年に1度は情報更新の有無を含めて見直しを行ってください。本情報を整理することで災害発生時に自治体が各施設に支援を行う際の基礎情報を把握することが可能となります。

また、市町の担当者は本情報及び災害発生時の施設とのやり取りに基づき県への情報提供なども行ってください。

図表 III-2 施設の基本情報の項目

①	基本情報（施設名、施設管理者、施設区分、所属団体、緊急連絡先 等）
②	立地状況（住所、立地区分（PAZ/UPZ）、津波浸水想定、原発からの距離・方角 等）
③	職員の状況（職員総数、職員体制（日中）、職員体制（夜間） 等）
④	施設利用者等の状況（利用者数、利用者の状況（利用者の移動方法等））
⑤	設備等の状況（建物の概要、設備・車両 等）
⑥	避難時に必要と考えられる人員・車両

4. 情報共有体制の構築

行政機関の連絡先、施設内緊急連絡網のほか、職員招集・参集方法、利用者等の家族への連絡先について、「様式 4 緊急連絡先一覧」にまとめ、災害時に利用可能な場所に保管します。原子力災害時における安全かつ迅速な避難を実施するためには、市町等の関係機関と施設内における情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、原子力災害は自然災害とは異なり、人間の五感で感じるができない（見えない・聞こえない・匂わない・味が無い・肌を感じない）放射性物質または放射線の放出という特有の事象が発生します。災害状況を直ちに感じ取ることができず、被ばくのおそれの判断も難しい状況となります。そのため、「うわさ」や「憶測」に惑わされず、県や市町等関係機関から公表・提供される正しい情報を正確に把握し、その情報に基づいて冷静に行動することが重要です。

図表 III-3 情報共有体制の整備に向けた主なポイント

関係機関等	検討・確認内容
市町等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町の窓口担当と連絡先の確認、施設の窓口担当の共有 ● 市町と伝達手段及び方法の確認
施設内	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設管理者と職員による指揮系統の確認 ● 施設管理者と職員による役割分担の確認 ● 施設利用者や職員の家族などの緊急時の連絡先の確認

図表 III-4 情報収集のための主な方法（主な情報源と収集できる内容）

情報源	収集できる内容
ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、コミュニティ FM 等	● 災害情報、交通機関運行状況、国や県の災害対策本部からの要請事項等
防災行政無線、有線放送、広報車、ヘリコプター等	● 市町の災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
電話、FAX、各種 SNS 等	● 外部からの情報、関係者との情報共有等

5. 避難先・避難手段及び避難経路の確認

原子力災害時には、安全かつ迅速な避難が実施できるよう、施設管理者はあらかじめ市町等の関係機関と避難場所等の事前協議を実施しておく必要があります。

施設管理者は、避難場所、避難経路、避難手段（徒歩、車両、バス、鉄道、船舶、ヘリコプター）、避難方法（徒歩での移動が困難な施設利用者や、介助が必要な施設利用者の避難誘導を円滑に実施するための支援体制など）を、あらかじめ市町と協議しておく必要があります。

また、市町は住民避難計画に基づいて住民等に避難措置（屋内退避、コンクリート建屋への屋内退避、避難等）を指示するため、施設管理者はその計画を確認しておくとともに、その指示に基づいて速やかに避難できるよう施設内における役割分担等の平常時からの確認が必要です。

6. 施設利用者情報の整理

平時から利用者等の基本情報や心身の状態、緊急時における家族等への連絡方法を確認し、その情報に関する記録「様式 5 施設利用者情報カード」を作成してください。

図表 III-5 施設利用者情報カードの内容

施設利用者情報カード

利用者番号		担当者名 (避難誘導責任者)			
利用者	フリガナ			生年月日	M・T・S・H 年 月 日生
	氏名			性別	男・女
				血液型	型
留意事項	既往歴			生活機能に関する留意事項	※障害・介護の程度などを具体的に記入
	現病歴				
	栄養・運動			意思疎通方法	※普段行っている方法を記入
	服用薬				
	避難手段	※避難場所までの移動手段を記入			
避難方法	※避難にあたってどのような支援が必要か具体的に記入				
連絡先	フリガナ			自宅電話	— —
	氏名			携帯電話	— —
				勤務先	
	続柄			緊急連絡先	— —
緊急時における引継希望				有・無	

7. 備蓄品等の整理

備蓄物資の種類及び数量を確認するために「様式 6 備蓄品等一覧」を作成してください。食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、施設利用者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検（数や使用期限等の確認）を6月と12月の年2回（最低年1回は実施）とするなど定期的に行うことが重要です。長期避難に備えて、救援物資が届くまでの間、職員分を含めて7日間程度の生活を継続できる食料、飲料水、介護用品、医薬品等の備蓄を行い、そのうち3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備するよう努めてください。なお、飲料水については、1日1人3リットルを基準としてください。

また、施設での避難活動等の支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等とともに、避難支援資機材（車椅子、ストレッチャー、おんぶ紐等）、移送用車両の確保、医療資機材や非常用自家発電機等の整備を計画的に行います。

これらについては、「様式 1 原子力災害対応のためのチェックシート」や「様式 3 原子力災害に備えた施設情報管理シート」で整理されますが、齟齬が無いかなど適宜確認してください。

8. 原子力防災教育の実施

原子力災害時に適切な行動がとれるよう施設の利用者や職員に対して、原子力災害についての理解や関心を高めるための原子力防災教育の実施を検討してください。既に同様の教育を実施している場合は、その一環としての実施も可能です。本教育を実施する際には市町の職員等に適宜協力を要請することも検討してください。

図表 III-6 原子力災害防災教育の項目例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 原子力災害に関する基礎的知識② 避難計画の周知徹底③ 原子力災害時に利用者等及び職員が具体的に取るべき行動に関する知識④ 避難先、避難経路、避難手段その他避難対策に関する知識⑤ 非常持出品の準備等防災対策に関する知識⑥ 避難生活に関する知識⑦ その他原子力防災対策について必要な知識 |
|---|

9. 原子力防災訓練の実施

災害時の役割分担に基づいて、年1回、防災訓練を実施してください。その際、体調等を鑑みながら利用者等の参加についても配慮してください。なお、既に自然災害等への対応を想定した防災訓練等を実施している場合は、原子力災害を想定した事項を加えての同時開催等も検討してください。このほか、立地市町が実施する防災訓練等にも積極的に参加してください。

また、本訓練を踏まえて、避難計画の実効性を確認するとともに、訓練実施後は、避難体制が円滑に機能していたかなど訓練参加職員で事後評価を行ってください。そして、得られる課題や問題点等を整理し、必要に応じて避難計画を見直してください。

10. 地域・他施設とのかかわり

原子力災害時に施設単独で実施できる対応と実施できない対応を洗い出した上で、人員が要る避難誘導など施設単独では対応できない可能性があるものは、周辺住民や自主防災組織等に協力を求める必要があります。そのためにも、日頃から地域との交流を積極的に図り、良好な関係を保つとともに、万が一の場合に協力が得られるよう自治会や自主防災組織と取り決めを交わすなど地域との連携による災害時協力体制を構築するよう努めてください。

また、原子力災害時には、近隣の他施設に一時的に避難する可能性もあります。平常時から連携を深めて、市町の協力のもと避難支援や入所者の受入れに関する協定を締結するなど災害時の協力体制を構築するよう努めてください。併せて、各施設が加盟する団体等とも協議して相互支援の枠組みの検討等を行っておくことも有用です。

11. 複合災害への備え

原子力災害は、東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故のように、地震や津波との複合災害により発生する可能性が高いと考えられます。

複合災害への備えとして、情報共有体制や緊急連絡網の整備などは、自然災害と原子力災害で共通した対策として検討できるため、個別の対策とならないよう平常時から検討することが有効です。なお、複合災害時は、自然災害による施設及び避難場所の被災、交通網の途絶、人員、移動のための車両、食料など生活に必要な資機材、情報の途絶などが想定されるため、これらの状況を踏まえた平常時からの検討が必要です。また、施設が立地する市町等の関係機関と連携した検討により、発災時の迅速な情報共有や避難の実施が期待できます。

IV. 災害時の対応

原子力災害時には、市町災害対策本部の指示により避難します。施設管理者は、限られた時間内に入所者及び職員の安全を確保し、あらかじめ定めた避難計画をもとに無用な被ばくを回避しながら迅速な避難対応を実施する必要があります。

「原子力災害避難計画（ひな型）」における「4. 原子力災害対応計画＜応急対策編＞」、「5. 原子力災害対応計画＜屋内退避及び避難編＞」の記載内容とともに、災害時に施設が実施すべき事項を簡易的にチェックできる「様式 1 原子力災害対応のためのチェックシート」を活用して検討してください。

1. 情報共有（原子力事故等の発生から避難完了まで）

(1) 正確かつ最新の情報収集に努める

原子力災害時は、行政機関や原子力事業者から発出される情報は時々刻々と変化します。施設管理者や担当職員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車などで原子力事故等の状況や避難等の防護措置に関する情報を適時収集してください。

(2) 市町との継続的な情報共有

速やかに市町の窓口担当等に連絡し、情報共有手段や方法を確認してください。また、可能な限り継続的に連絡し、施設の対応状況の共有や支援要請が実施できるようにしてください。

(3) 職員間の情報共有

施設内の指揮系統や役割分担に従って情報を共有してください。避難開始するまでは、収集した情報をホワイトボードや掲示板に整理し、共有してください。

2. 避難準備・避難実施

(1) 市町の指示による対応

国等から発出される緊急事態区分に応じて避難準備を始めるとともに、市町からの指示に基づいて避難を実施してください。その際には、あらかじめ定めた役割分担や手順により、避難場所、避難手段、避難支援人員の確保、施設利用者の状況把握、非常持出品の確認、施設設備の安全点検等を実施し、施設利用者とともに職員の健康上等の危険度を軽減するための準備を施したうえで避難してください。また、必要に応じて、市町に避難に必要となる人員や資機材の支援要請を実施してください。

なお、施設利用者の安全な避難を確保できない場合などは、避難準備が整うまでは被ばくを低減するため屋内退避の判断も必要となります。また、発災後直ちに避難準備や避難指示が出されることも想定されます。

図表 IV-1 緊急事態区分に応じた施設の対応（再掲）

事態区分	施設の対応（避難・屋内退避）
警戒事態 （警戒事象）	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ 内の施設は、早い段階での避難指示に備えて、速やかに避難準備（避難場所、避難手段の確保等）を開始する。 ● UPZ 内の施設は、情報共有体制を整える。
施設敷地緊急事態 （特定事象）	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ 内の施設は、自治体からの避難指示があった場合は、避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難を開始する。ただし、入所者の状況によっては屋内退避も検討する。 ● UPZ 内の施設は、屋内退避の準備を開始する。
全面緊急事態 （原子力緊急事態）	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ 内の施設は、既に避難を開始している。放射線防護設備を有する施設は設備を稼働し屋内退避を継続し、避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難する。 ● UPZ 内の施設は、自治体からの指示に基づき屋内退避を実施して避難・一時移転の準備を行う。また、緊急時モニタリング結果等により避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難を開始する。

資料：浜岡地域原子力災害広域避難計画（令和3年9月修正）をもとに作成

(2) 職員の招集・参集

年末年始、平日・休日、早朝・夜間、少人数体制時など、様々な状況で発災する可能性があります。早朝・夜間時などに発災した場合は、職員が参集するまでに時間を要するため当直職員のみで対応となります。平常時にあらかじめ定めた手順により招集するとともに、災害状況に応じて参集してください。

なお、被害状況によっては、施設管理者や施設管理者の代理が不在となる場合があります。その場合は、施設に参集している職員で対応できるよう、平常時から十分な事前対策が必要です。必要に応じて、市町等への支援要請を行うことも想定した事前対策を検討してください。

(3) 施設利用者及びその家族等への連絡

施設利用者及びその家族等には、直接もしくは災害用伝言ダイヤルサービスなどの事前に定めている連絡方法により、原子力事故等や防護措置に関する情報を伝え、動揺や不安の軽減に努め、安全な避難が実施できるよう丁寧な説明を心がけてください。

なお、家族等への引継ぎを行う場合は、家族等が勝手に連れ帰ることがないように職員立会のもと、施設利用者や引受者の氏名、引受先、引継時刻等を記録するとともに、家族等に施設利用者に関する配慮事項を共有してください。併せて、市町に引継ぎ内容を速やかに連絡してください。

(4) 屋内退避時の対応

屋内退避となった場合には、すぐに施設内（屋内）に入ってください。外にいた施設利用者や職員は顔や手を洗い、食品にはフタやラップをしてください。また、ドアや窓を全て閉め、換気扇などを止め、目張りするなど、外気の流入を防いでください。加えて、窓から離れて施設の中央に退避するなど放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいし、可能な限り低減を図ってください。

なお、本来なら避難すべきところやむを得ず屋内退避を実施する場合は、プルーム（放射性物質が雲上になったもの）の長時間にわたる到来による施設内への大気流入によって被ばく低減効果が失われることも想定して、避難実施について適宜市町と調整してください。

(5) 避難報告

屋内退避時、避難開始時、避難完了時などの対応状況は、都度、市町に連絡してください。

3. 避難場所での生活（中長期対策）

複合災害に伴う避難の長期化にともなう慣れない環境での生活により、施設利用者をはじめ職員もストレス等による健康状態が悪化する可能性があります。双方の日々の体調管理や勤務体制の見直しなども適切に行ってください。

なお、心身の変調が著しい場合は、市町と調整して医師やカウンセラーの受診、介護職員等の派遣や受入れ可能な医療機関への搬送を要請してください。その場合には、特に施設利用者に関する配慮事項等の共有が必要です。

4. 複合災害への対応

地震や津波といった自然災害とあわせた複合災害の場合は、避難行動が困難を極める可能性が高くなります。特に地震や津波などの大規模自然災害の発生時には、即座に避難準備を開始するなど、市町からの避難指示に備えた体制を整える必要があります。

V. 避難時のポイント

1. 屋内退避

屋内退避の指示が出されたら施設内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を閉めて下さい。建物に入ることによって被ばくを減らすことができます。さらに、コンクリートなどの機密性の高い建物はより効果的です。

また、放射線プルーム（放射性物質が雲上になったもの）が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばく量が増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

なお、社会福祉施設等は、基本的には適切な避難体制が整うまでは屋内退避を行うものとなります。

図表 V-1 屋内退避のポイント



資料：静岡県「原子力防災のしおり」（平成 30 年 10 月）より抜粋

2. 避難・一時移転

避難や一時移転は、発電所から離れることにより被ばく量を減らすために行います。避難は緊急（1日以内を目安）に実施するものであり、一時移転は一定期間（1週間程度）のうちに当該地域から離れるために実施します。

なお、避難や一時移転は、市町等の指示により実施します。避難指示が出されたら、どの区域が対象か、どこへ向かうのかよく確認し、落ち着いて行動してください。また、施設利用者を含む要配慮者の避難については、避難行動に要する時間や負担などを考慮して一般の住民とは異なる基準での対応が必要になるため、十分留意して対応してください。

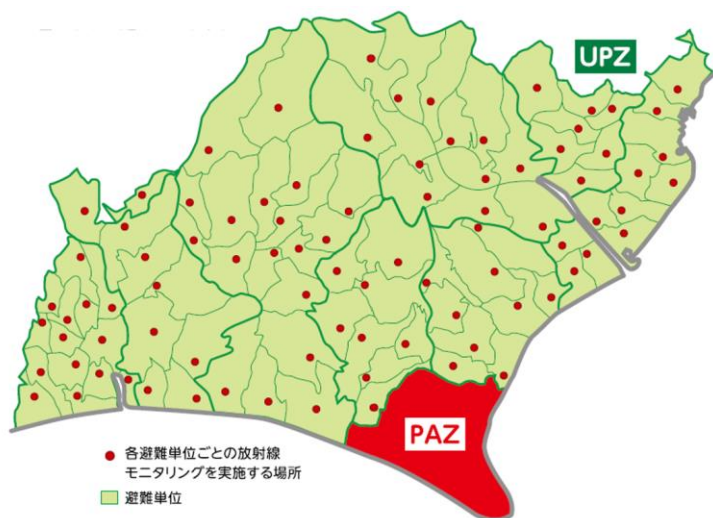
図表 V-2 緊急事態区分に応じた施設の対応（再掲）

事態区分	施設の対応（避難・屋内退避）
警戒事態 (警戒事象)	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ内の施設は、早い段階での避難指示に備えて、速やかに避難準備（避難場所、避難手段の確保等）を開始する。 ● UPZ内の施設は、情報共有体制を整える。
施設敷地緊急事態 (特定事象)	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ内の施設は、自治体からの避難指示があった場合は、避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難を開始する。ただし、入所者の状況によっては屋内退避も検討する。 ● UPZ内の施設は、屋内退避の準備を開始する。
全面緊急事態 (原子力緊急事態)	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ内の施設は、既に避難を開始している。放射線防護設備を有する施設は設備を稼働し屋内退避を継続し、避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難する。 ● UPZ内の施設は、自治体からの指示に基づき屋内退避を実施して避難・一時移転の準備を行う。また、緊急時モニタリング結果等により避難手段の確保等の準備が整ったうえで避難を開始する。

資料：浜岡地域原子力災害広域避難計画（令和3年9月修正）をもとに作成

図表 V-3 避難の単位

- ◆ 発電所に近い PAZ は、放射性物質放出前の全面緊急事態において、全域に避難指示が出されます。
- ◆ UPZ については、放射線モニタリングの値が基準値を超えた地域に対して、避難単位ごとに指示が出されます。避難や一時移転を実施する単位が定められています。



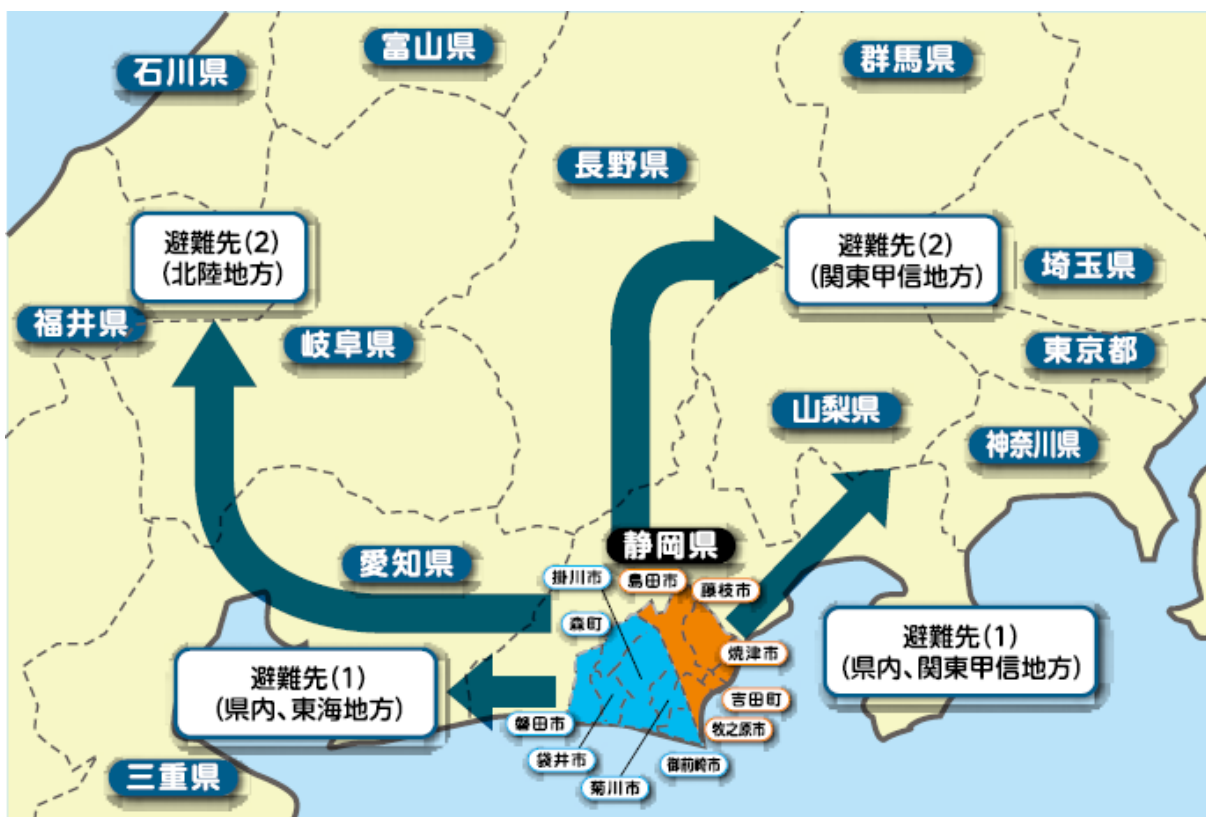
資料：静岡県「原子力防災のしおり」（平成30年10月）より抜粋

3. 広域避難のイメージ

(1) 基本的な広域避難の考え方

避難や一時移転を迅速、確実に行うために、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」では原子力災害発生時の避難先をあらかじめ定めることにしています。原子力災害が単独で発生した場合は、まずは静岡県内の市町や関東甲信地方・東海地方の県（避難先（1））に避難します。大規模地震との複合災害時などで避難先（1）に避難できない場合は、関東甲信地方や北陸地方の都県（避難先（2））に避難することを基本的な考えにしています。「浜岡地域原子力災害広域避難計画」において避難元市町の避難先を定めていますのでご参照ください。

図表 V-4 基本的な広域避難のイメージ



資料：静岡県「原子力防災のしおり」（平成 30 年 10 月）より抜粋

(2) 社会福祉施設の避難の考え方

社会福祉施設等の要援護者の避難は受入環境についての制約が多いため、避難先施設候補を確保し、避難ルート等をあらかじめ把握しておくことが望ましいです。県や立地市町と平常時から避難先や避難方法などを検討してください。また、避難先が明確になっていない場合でも、災害発生時には静岡県や市町から避難先の候補などが示されます。必要に応じて県や市町に支援要請するために、県や市町から情報収集できる体制を平常時から構築してください。

4. 避難退域時検査

避難退域時検査は、避難等の際に避難者や車両が放射線物質に汚染されていないかを調べる検査のことです。汚染されている場合は、ふき取りや着替え等の除染を行います。検査済みであることの証明書が発行されますので、避難先へ持参してください。また、専門的な治療が必要な場合は、指定された被ばく医療機関へ搬送します。

なお、避難退域検査及び簡易除染は、静岡県が UPZ 境界周辺の施設等で実施します。「浜岡地域原子力災害広域避難計画」において定められている現時点の候補箇所は以下のとおりです。

図表 V-5 避難退域時検査の候補箇所

避難方向	避難経路	候補箇所
東方	東名高速道路	日本坂 PA、日本平 PA
	新東名高速道路	藤枝 PA、静岡 SA、清水 PA
	国道 1 号	うぐいす PA、県工業技術研究所
	国道 150 号	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西方	東名高速道路	遠州豊田 PA、三方原 PA、浜名湖 SA、航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路	遠州森町 PA、浜松 SA
	国道 1 号	(調整中)
	国道 150 号	竜洋海洋公園
	県道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

資料：静岡県「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（令和 3 年 9 月）より抜粋

図表 V-6 避難退域時検査のイメージ



資料：静岡県「原子力防災のしおり」（平成 30 年 10 月）より抜粋

VI. 新型コロナウイルス感染症等の対策

1. 避難時等のマスク等の着用

新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下において原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとともに、ウイルスの感染拡大による感染リスクの双方が懸念されます。住民等の生命・健康を守ることを最優先に対応することが求められるなか、国は「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方」（令和2年6月2日）のほか、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」（令和2年11月）を示しています。

以下は、その対応について、上記資料から抜粋して整理しています。避難所等への避難時とともに、屋内退避時においても遵守してください。

(1) 施設利用者への対策

- ① 避難等に際しては、マスクの着用や手指消毒、一定の距離を保つ等、平常時と同様の感染症対策を実施するよう入所者に周知を行うこと
- ② 避難等の過程や避難先での感染拡大を防止するため、避難等の前に検温等の健康確認（以下「健康確認」という。）を実施するほか、避難等の過程においても健康確認等を行う。
- ③ 健康確認の結果等により、「新型コロナウイルス感染症の患者」（以下「患者」という。）、「濃厚接触者」、「発熱・咳等のある者」、「それ以外の者」に区分し、それぞれに応じた対応を行う。

(2) 社会福祉施設等職員の対策

- ① 職員自身の健康管理に十分配慮すること
- ② 職員は、マスクや眼の防護具等の個人用防護具の装着や、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮すること
- ③ 特に、接触感染のリスクを回避することが重要であることから、介添え時等において、感染リスクのある場所を触った場合等には、手袋を消毒・交換などの対策を行うこと
- ④ 不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を行うこと

2. バス避難における対応

バスにおける感染症対策については、関係団体が「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）」（令和2年7月21日 公益社団法人日本バス協会）や、「貸切バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」（令和2年7月21日 貸切バス旅行連絡会）を示しています。

以下は、その対応について、上記資料から抜粋して整理しています。なお、バス以外の輸送手段についても、可能な範囲でバスに準じた対応を行うことが求められます。

(1) 乗務員の感染防止対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 乗務員と入所者等との距離を可能な限り離すこと② 個人用防護具（マスク、眼の防護具、手袋、防護服）を着用すること |
|--|

(2) バス乗車時の対応

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 健康確認により分離した「発熱・咳等のある者」、「それ以外の者」は、それぞれ車両を分けることとし、混在して乗車しないようにすること② 入所者等のマスク着用と手指消毒の実施を確認すること③ 密接にならないよう、座席間隔を空けること④ 「発熱・咳等のある者」を輸送する場合には、座席を1列以上空けるなどにより人と人との距離を十分確保し、また、ビニールシート等で区切るなど感染予防に努めること |
|---|

(3) バス車内の対応

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 無用な会話や密を避けられない場所での飲食をできるだけ控えるよう周知すること② 車内の換気については、次のとおり努めることとする。<ul style="list-style-type: none">● 施設敷地緊急事態：感染症対策の観点から、換気を行う。● 全面緊急事態以降：放射性物質による被ばくを避ける観点から、原子力発電所から概ね30km圏内は、原則窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること |
|--|

社会福祉施設等における原子力災害避難計画作成ガイドライン

【発行日】 令和4年3月

【発注者】 静岡県危機管理部原子力安全対策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2078（課直通）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙へリサイクルできます

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。